解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

愛媛県四国中央市川之江町長須二二二番地の二

タック化成株式会社

代表清算人　香川　吉澄

解散公告

当法人は、平成二十五年四月六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

福岡県福津市津屋崎七丁目一二番五号

特定非営利活動法人ななみ会

代表清算人　槙野美和子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

福岡市博多区千代二―二一―一三―二〇五号

特定非営利活動法人福岡市手話事業協会

代表清算人　山本　秀樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

福岡市西区豊浜一丁目二番六号

有限会社アクティブ調査事務所

清算人　木村　哲夫

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年四月二十五日に解散したので、当法人に債権を有する者は、平成二十五年七月十八日までにお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

東京都港区六本木七丁目二一番八号霞山ビル三〇二号　財団法人日本オペレッタ協会

清算人代表　山本　時雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

福井県敦賀市中央町二丁目一番一号

社団法人敦賀港振興協会

清算人　河瀬　一治

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

岐阜県恵那市長島町中野字松葉二三八番地の一

農事組合法人恵那養豚組合

清算人　横山　眞直

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

兵庫県明石市材木町九番一九号

財団法人浄行寺愛児園

代表清算人　日野　弘晶

代表清算人　日野　俊江

代表清算人　木下　二郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

徳島県三好市池田町マチ二二二九番地の八

財団法人蔦学園

代表清算人　蔦　貞子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年六月二十八日開催の総会の決議及び鹿児島県知事の許可を経て、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

宮城県気仙沼市常楽一三〇

財団法人宮城県気仙沼高等学校教育振興会

代表清算人　岡本　寛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

秋田県鹿角市花輪字荒田四番地一

財団法人鹿角市奨学会

清算人　畠山　義孝

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十月二十四日開催の社員総会の決議並びに埼玉県知事の認可により、平成二十五年三月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

埼玉県坂戸市伊豆の山町二二番一〇号トータマンション一階

医療法人幸宏会

清算人　河村　宏一

解散公告（第二回）

当公社は、国土交通省北陸地方整備局長の認可を受け、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

石川県羽咋市寺家町レ四八番二

石川県道路公社

清算人　高橋　裕之

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為第三十二条第一項の規定により存続期間が満了し、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津八七二番地一五

財団法人うなばら福祉事業団

清算人　石　操

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

島根県大田市仁摩町仁万九〇七番地

財団法人島根県立邇摩高等学校松風会

清算人　原　勝正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十七日

佐賀県杵島郡白石町大字福石一八五〇番地

財団法人日本ボーイスカウト佐賀県連盟

維持財団　代表清算人　竹下　康雄